

## 観光交流課 松阪市観光情報センターAED 賃貸借仕様書

1.	物 件 名	松阪市観光情報センターAED 賃貸借		
2.	数 量	AED(自動体外式除細動器)1台 及び付属品等一式		
3.	参 考 機 種	フィリップス	日本光電	
		ハートスタートHS1+	AED-3100	
4.	同 等 品	上記又は同等機種以上 ※同等品で見積る場合は、指定期日までに「同等品承認願書」にて担当課の承認を得て下さい。		
5.	規 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。</li> <li>・医療器具として薬事法上の承認を得ていること。</li> <li>・日本版救急蘇生ガイドライン2015に準拠していること。</li> <li>・日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。</li> <li>・AED本体が小児への使用を許可された機種であること。</li> </ul>		
6.	オ プ シ ョ ン 等	本体1台に付属する装置等は以下のとおりとする。 ①バッテリー 1個(待機間寿命が概ね3年以上のものとする。) ②除細動電極パッド 成人用2組、小児用1組 ※成人用・小児用共通の場合は2組とする。 ③キャリングケース 1台 ④レスキューセット 1組(内容:ハサミ、カミソリ、手袋、フェイスシールド、不織布) ⑤取扱説明書 1部		
7.	保 守 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証期間はAED本体納入後7年とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。</li> <li>・機器の修復が不能となった場合は代替品(同機種)と交換すること。なお、交換による費用はその契約金額に含めること。</li> <li>・設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。</li> <li>・AED設置場所を表示するシールを施設に貼付すること。</li> <li>・納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。</li> <li>・「6. オプション等」に記載した①及び②は、賃貸借期間内において各々使用期間ごとに設置場所へ納入すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、②及び④を速やかに設置場所へ納入し、①については正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。なお、これらの交換は、市が行うこととする。</li> <li>・賃貸借契約期間中継続して動産保険をつけるかそれと同等以上の対応をすること。</li> <li>・保守に要する費用はすべて契約に含むものとする。</li> </ul>		
8.	契 約 期 間	平成30年7月1日から2025年(平成37年)6月30日まで		
9.	設置(納入)期限	平成30年6月30日まで		
10.	設置(納入)場所	松阪市京町507-2 松阪市観光情報センター		
11.	見 積 方 法	◎AED本体と付属品の借上げ及び保守料金(84ヶ月分) ・入札価格は、84ヶ月の本体分及び付属品の借上料と保守料金の合計額(税抜)を入力すること。 ・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。 ・盗難、破損、故障時の交換費等を含むこと。 ・機器納入時の設置作業及び期間満了後の撤去費用を含むこと。		
12.	契 約 方 法	長期継続契約		
13.	支 払 方 法	・「11. 見積方法」に記載した入札価格に100分の108を乗じて得た金額を84等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払う。		
14.	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。</li> <li>・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。</li> </ul> 【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約管理課調達係までFAXすること。(FAX番号 0598-22-3533)。なお、申請書提出期間内に到着しなければ、入札に参加できない。】		
15.	連絡先(担当課)	産業文化部 観光交流課事業係 馬場(0598-53-4406)		